








中央図書館各スペースの利用について（飲食に関すること）

【現在】

区分		飲み物 	食べ物 	飲酒 	
館外・敷地内	個人	○	○	○	
	イベント	館外での個人的な行為であり規制はしないが、図書館利用者に迷惑な行為があるようなら注意等を促す場合がある。			
館内	開架スペース	フタつきのみ○ 	×	×	
	1F飲食スペース	個人	○	○	×
		イベント	○（一般利用者を排除はできない）		
	2Fキッズテラス	○ 	○	×	
	3Fシアター	密閉容器のみ○ 	×	×	
	3F学習室	フタつきのみ○ 	×	×	
	3F会議室	個人(試験期間等開放時)	○	×	×
占有使用許可時		○	×	×	

【変更後】

区分		飲み物 	食べ物 	飲酒 	
館外・敷地内	個人	○	○	○	
	イベント	館外での個人的な行為であり規制はしないが、図書館利用者に迷惑な行為があるようなら注意等を促す場合がある。			
館内	開架スペース	フタつきのみ○ 	×	×	
	1F飲食スペース	個人	○	○	×
		イベント	○（一般利用者を排除はできない）		
	2Fキッズテラス	○ 	○	×	
	3Fシアター	密閉容器のみ○ 	×	×	
	3F学習室	フタつきのみ○ 	×	×	
	3F会議室	個人(試験期間等開放時)	○	×	×
占有使用許可時		○	○	×	



図書館をより利用しやすく、多様な人々が集まり交流する施設にするため、下記の条件を満たすことを条件に、上記の通り使用の枠組みを確認したい。

○図書館の施設利用については、どの場合も下記①②を満たすものについて許可をする。

①図書館の施設本来の目的（公益／みらい計画等）に沿ったものであること、②図書館条例で規定されている「迷惑行為の禁止」を遵守すること。

注1 別途「施設使用の際の注意事項」をまとめ、利用者には事前に確認・了解の上、使用いただく。

注2 開館時間外の施設使用については、職員の勤務が必要であることから、原則図書館の主催・共催・協力事業の場合に限る。

○飲酒をとまなう催しについては、原則閉館（19:00）後から21:00まで、飲食スペースおよび屋外敷地内であれば許可することができる。

○3F会議室は、これまで食べ物を不可としていたが、より多様な用途に応えるため、軽食等について、可能とする。

ただし飲酒については、学習室と隣接していること、床等への酒類の散乱の場合、清掃、臭いの除去がむずかしいこと、という観点により禁止。

*参考：フタつきのみ理由=本を汚さないため+臭いの拡散防止の観点から

*参考：密閉容器のみ理由=椅子に飲み物の置き場所がない+暗い という観点から施設の汚損防止のため